平成２３年（フ）第７７号
兵庫県豊岡市京町２番25号
債務者　井上　　寛
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後４時50分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１３９号
仙台市青葉区中山４丁目19番15号　ラズベリー中山306、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉田字山沢29番地の６
債務者　堀籠　　洋
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６９号
神戸市須磨区北落合１丁目２番19号　農住Ｂ―101号
債務者　福神　千歳
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９３号
兵庫県姫路市花田町高木443番地７、従前の住所兵庫県姫路市砥堀982番地８
債務者　熊本製革所こと　熊本　次郎
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５４５号
和歌山市美園町４丁目30番地の７　メゾンド和歌山502号
債務者　杉原真由美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６１５号
岡山県倉敷市庄新町４番１―５号
債務者　藤原　博子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１５号
広島市東区福田２丁目530番地９
債務者　白川　泰子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９号
大分県日田市中央１丁目４番33号
債務者　上村　久利
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
大分地方裁判所日田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３５号
大分県佐伯市西谷町３番10号コーポ西谷１―２号、旧住所大分県佐伯市大字木立140番地４
債務者　小坂　　英
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
北海道二海郡八雲町山越123番地１
債務者　長浜　秀孝
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４号
岐阜県養老郡養老町高田2258番地
債務者　野田　優姫（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
岐阜県大垣市木戸町258番地
債務者　丹下　眞澄
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
群馬県太田市市場町726番地４
債務者　大槻　恭子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４４１２号
大阪市淀川区十八条２丁目４番33号　第一中尾ハイツ102号
債務者　佐藤　育男
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７５１号
大阪市西淀川区御幣島２丁目６番15―202号
債務者　木村　　圭
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７６５号
大阪市平野区長吉六反５丁目６番11―303号
債務者　加藤惠美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６５号
大阪市平野区瓜破東２丁目２番56号
債務者　木曽　一則
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部